

2027年4月1日から 本人確認の方法が変わります！

2027年
4月1日
施行

口座開設等のお手続きの際の本人確認方法が、
「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の改正により、一部変更となります。
お客さまには、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

対面・非対面での本人確認は、
ICチップ^oの読み取り等が原則となります。

1. 変更のポイント

①対面での本人確認

ICチップ付きの本人確認書類をご提示いただき、
ICチップ情報を読み取らせていただきます。

②非対面での本人確認

マイナンバーカードによる公的個人認証や、
本人確認書類のICチップ情報を利用して
本人確認を行います。

※一部のお手続きでは、お客さまの容貌を撮影し、本人確認書類の顔写真と照合させていただく場合があります。

2. ICチップ^o情報を読み取る主な本人確認書類（対面の場合）

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書



ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報を読み取らせるには、
暗証番号の入力が必要です。
お手続き前に暗証番号のご確認をお願いいたします。
暗証番号をお忘れの場合や、ロックがかかった場合は、別の本人確認書類のご提示、
別の本人確認方法、または後日のお手続きをお願いすることがあります。

3. 先行実施について

当行では、改正後の本人確認方法に円滑に移行するため、
2027年4月1日より前から、ICチップ情報の読み取り等を先行して実施する場合があります。

詳細につきましては、お取引店にご相談ください



第四北越銀行